

高校家庭科における自立概念の検討

井上 えり子*, 瀧 志のぶ**

(*京都教育大学, **京都教育大学大学院教育学研究科)

The Concept of Independence in Home Economics at High School

Eriko INOUE, Shinobu TAKI

2017年11月30日受理

抄録：本研究では、高校家庭科における自立と共生の使用時期とこれらの用語を含む文章の文字数および意味内容について検討する。自立概念は、1960年代以降のフェミニズム運動・福祉分野・青年期の自立論を経て深化したが、高校家庭科女子のみ必修時代には学習指導要領に自立および共生は記載されなかった。1982年の一橋出版「家庭一般」教科書に自立概念が反映され、1999年に自立、2009年に共生が学習指導要領に記載された。2017年度用「家庭基礎」教科書の記述は概ね上述の自立概念に基づいていた。

キーワード：家庭科，自立，共生，高校，家庭基礎 学習指導要領

I. はじめに

本研究では、高校家庭科における自立概念を先行研究および学習指導要領と教科書の記述から検討する。自立は高校家庭科の中心的課題であるが、若者を中心とした非正規労働者の拡大や社会全体に蔓延する長時間労働の問題にみるように、今日の経済的自立や生活的自立をめぐる状況は極めて厳しい。こうした中で、教育現場では自立についての目標の設定および授業内容と方法が課題となっている。社会科学的な視点から生徒が自ら置かれている状況を理解し、自分の現在と将来に向きあって自立を考えることができる授業をつくるために、本稿ではまず、高校家庭科における自立概念を整理する。

周知のように、高校家庭科（「家庭一般」）は1960年版高等学校学習指導要領（以下、〇年版学習指導要領と略す）以降、女子のみ必修時代が長く続き1989年版学習指導要領になりようやく男女がともに学ぶ教科となった。この間の主たる教科目標は主婦養成であり、個人の自立という観点は希薄であった。一方で、男女共修家庭科をすすめた京都や長野の実践では個人の自立は中心的な課題であり、女性が経済的に自立することと男性が生活的に自立することを目指し、男女がともに個人として経済的にも生活的にも自立するという観点から実践が行われた。1980年代には共修実践から影響を受けた教科書が登場し、自立が家庭科教科書で使用されるようになる。1989年版学習指導要領以降は多くの教科書で自立に関する記述がなされるようになり、現行の2009年版学習指導要領では内容がさらに充実し自立は大きく取り上げられるようになった。

本稿では、こうした経緯をふまえ、高校家庭科の関連領域における自立に関する先行研究を検討した上で、学習指導要領や教科書で自立という用語が使われるようになった時期や使用された分野およびその頻度と意味内容について整理する。

II. 先行研究の検討

1. フェミニズム運動における自立概念

フェミニズム運動は男女平等と女性の自立を目指す運動の総称であり、19世紀から始まった主として男性と平等の市民権を求める第1波フェミニズムと1960年代後半以降の第2波フェミニズムすなわち現代フェミニズムに分けられる。家庭科の共修運動が展開されるようになったのは1960年代からであり、共修運動に参加した

教師たちは、同時代の女性解放運動や女性史研究の成果を学び、男女が共に学ぶ家庭科の教育内容を作り上げるなど、現代フェミニズムに大きな影響を受けていた。フェミニズムでは女性の自立は中心的課題であり、1970年代から80年代は書名に自立の用語を使用した「女性—その自立」(青木他, 1976), 「自立する女性—私の生涯から—」(田中, 1979), 「自立の女性学」(河野, 1983), 「女性は自立する」(若林・伊藤, 1985)などが出版されるなど、多くの論者が女性の自立について論じた。ここでは、女性の経済的自立は自立の必要不可欠な要件と考えられ、さらに社会的自立や精神的自立、そして意志に反した性行動や生殖を強要されない性の自立が要件に加えられ、男性の生活的自立も含まれるようになった。

こうした中で、自立と教育に関する注目すべき論考として、1970年代のフェミニズム運動を牽引した評論家の吉武輝子の主張を紹介したい。吉武はスウェーデンの教育から学び、性別役割分業によらない男女が共に仕事と子育てを分かち合う社会をつくるためには教育の役割が大きく、生活者としての自立、経済的な自立、精神的な自立、性の自立の4点を身につけることができるよう子どもを育てることが必要であると主張した(吉武, 1977, 216-222)。吉武は「家庭科の男女共修をすすめる会」の世話人を務めており、彼女の主張は家庭科の自立概念に少なからず影響を与えたと考えられる。

2. 福祉分野における自立概念

1994年に出された社会学事典(著者は上野千鶴子)によると、自立は「意志決定における自己決定権と、遂行における自己管理能力のこと、経済的自立・生活的自立・精神的自立の三要素がある」とされ、フェミニズム運動や障害者自立運動の影響を受けて「老人、女性、障害者など社会的弱者の自立は、今日では依存から自立へ、さらに相互依存を肯定的にめざすに至っている」と記述されている(上野, 1994, 479-480)。このように、自立概念はフェミニズム運動に加え福祉分野の運動や研究から影響を受け変容してきた。

2000年代の社会学および社会福祉学の自立概念について検討した岩崎美智子(岩崎, 2009)は、自立概念は多義的であり、経済、心理、社会など多方面の領域を含み、対象や時代背景によって捉え方が異なると述べている。とりわけ、1970年代の障害者自立生活運動は自己選択・自己決定権の行使、他者との関係性といった新しい自立概念を提起し、自立とは状態ではあるがプロセスを含むものであり、自立と依存は必ずしも対立した概念ではないと指摘した。こうした文脈のもとに、熊谷晋一郎(熊谷, 2012)は「自立を目指すなら、むしろ依存先を増やさないといけない。(中略)障害者の自立生活運動は「依存先を親や施設以外に広げる運動」だ」と述べている。

一方、牧園清子(牧園, 2009)は、福祉法における自立概念の変化について検討した結果、自立という用語は生活保護法(1950年)の「自立の助長」という表現の中で最初に用いられ、1981年の国際障害者年や1994年の「児童の権利に関する条約」批准などを契機に、障害者では自己決定する自立、児童では意見表明権の尊重などの考え方が導入されるなど、現行の福祉政策における自立概念は自己決定(自律)を含む多義的なものとなったと述べる。このため、強調点によっては「自立の強制」となり、自立を助け合いや連帯とのかかわりで捉えることを困難にさせるなどその危険性についても指摘している。

3. 青年期の自立論における自立概念

1995年に出された日経連の提言「新時代の日本的経営」にもとづく企業経営の方向転換により非正規労働が急激に拡大、若年労働者の雇用問題が社会問題化した。これを契機として1990年代以降、青年期の自立論や自立支援が活発に議論されるようになった。こうした中で、宮本みち子(宮本, 2012)は1990年代以降の若者の変化について青年期から成人期への移行モデルの変化と捉えた。そして、若者から成人への移行ルートの個人化・多様化・流動化および若者間の格差拡大を指摘し、不利な条件下にある若者に深刻な問題が発生するようになったと述べ、「自立を目標としつつ、社会的支援の対象でもある」という新たな若者像を提示した(宮本, 2012, 38)。加えて、宮本は移行期特有の課題として次の4点をあげている。「1) 安定した職業生活の基礎固めをする、2) 親の家を出て、独立した生活基盤を築く、3) 社会のフルメンバーとしての権利を獲得し、義務を果たすことができるようになる、4) 社会的役割を取得し、社会に参画する」(宮本, 2012, 33)。このように、宮本の自立論では、先述した吉武の4つの自立にはない社会的自立が強調されている。

青年期の自立に関する調査研究として、心理学領域を中心とした量的データから自立の構成要素を実証的に抽出し、自立の構造をとらえようとする尺度化の研究がある。大石・松永（2008）は、心理的側面に加え経済、社会、生活、親からの自立の側面から尺度化を試み、大学生を対象とした調査を行った。その結果、作成した自立尺度は「主体的自己」「協調的対人関係」「社会的関心」「生活管理」「生活身辺処理」「共生的親子関係」「経済的自活」の7つの因子から構成されていたという。これまでみたように自立の概念は多様であるが、大石・松永の研究から若者の自立の実態を把握するにはこうした観点からの考察も必要であるといえるだろう。

4. 家庭科における自立概念

1970年代から80年代に、家庭科における生命と生活の再生産理論を展開した村田泰彦は、自立概念の構成要素として経済的自立、精神的自立、生活的自立の3点をあげた（村田，1992，初出は1985年）。そして「男女それぞれが、経済的自立、精神的自立、生活的自立を共有しつつ、それぞれの人生を主体的に選択して、自らの能力を前端的に発達して生きぬくことを課題として自覚させたい。男女の人間解放をめざすことなくして、真の男女の自立もまた実現しないことを基本視点としておさえなければならない。」と述べる（村田，1992，13）。また、村田らによる共学家庭科の理論の教育内容をみると、衣・食・住・保育・家族に性が独立して加えられ、性の自立が構成要素に入っていた（村田他，1986）。このように、1970年代80年代の家庭科の自立概念は前述のようにフェミニズム運動の影響をつよく受けていた。

村田の教えを受けた田結荘順子（田結荘，1987，初出1984年）によると、生活的自立という概念が家庭科教育において研究対象になりはじめたのは1975年以降であるという。1975年の国際婦人年を契機として、女子教育のあり方が市民運動のレベルで問われるようになり、自立の概念規定やその手だてが検討された。この中で、自立は村田が指摘した3つの自立からなり、家庭科には生活的自立のための教育課題があるとされた。そして、家事労働と生活的自立教育のかかわりを明らかにすることが喫緊の課題となり、宮崎礼子と伊藤セツらによる社会科学的アプローチによる家庭管理論（宮崎・伊藤，1978）における自立論も家庭科に影響を与えた。これらを踏まえ、田結荘は家庭科における生活的自立の概念について「生活主体形成に必要な家事・育児に関する知識と技能を身につけ、生活を切り開いていく能力」と規定した（田結荘，1987，85）。なお、ここでの生活主体とは宮崎、伊藤らの説を援用した「生活の問題に、自ら身につけた生活技術をもって積極的に対処し、問題を解決していく実践的な手段体系をもち、かつ実践する生活者」である。

2000年代に入ると、先述の福祉分野や青年期の自立論における自立概念に影響され、社会的課題を視野に入れた自立論の必要性が指摘された（鶴田，2000）。鶴田敦子は自立を「〇〇ができる能力として狭くとらえるのではなく、「人との関係における自己決定する力」や「自立を支える社会システムの整備を求める力」として広くとらえたい」と述べ、自立と連帯・共生が表裏一体の関係にあると指摘した（鶴田，2000）。こうした主張は、家庭科の自立概念を検討した石川らの研究（石川・花城，2009）にもみられ、自立について自助だけでなく共助と公助の視点を含めている。また、瀬戸房子らの研究（瀬戸・西木場，2012）は、高校家庭科教科書から自立に関する評価尺度を作成し高校生を対象としたアンケート調査を実施、「生活身辺処理」、「生活管理」、「福祉と共生」、「社会的独立」、「経済的自活」の5因子を抽出し、すべて青年の自立力の育成に関連するものであったと結論づけている。さらに、中山節子ら（中山・藤田，2013）は子どもの経済的社会的な自立支援の視点から高校家庭科の実践を行い、格差や貧困に対する社会科学的な認識を育てるなどの成果を挙げている。

このように、家庭科における自立概念は、フェミニズム運動や福祉分野および青年期の自立論の影響を受けて広がり、現在では吉武の4つの自立（生活者としての自立、経済的な自立、精神的な自立、性の自立）に社会的自立が加えられ、さらに連帯と共生の視点が導入されたといえよう。

Ⅲ. 家庭科学習指導要領における自立概念

1. 高等学校家庭科学習指導要領における自立

戦後最初に出された高校家庭科学習指導要領である1947年版学習指導要領には自立の用語はなく、1949年版

学習指導要領で初めて自立の用語が使用された。しかし、その内容は子どもの養育に関わるものであり、「家庭管理」(単元5の学習活動3(2))の項目で「よい習慣の養成は幼い時から生活の自立に注意して育てる」、「育児」(単元4の指導内容3(7)と4(4))の項目で「着衣の自立」と「習慣の自立」の3ヶ所使用されているのみである。1949年版には、「成人するという事はどういうことか」、「結婚の資格といたく」、「親になる」、「仕事に成功するには」など将来の自分の生き方に関する学習が含まれているものの、自立の用語は使用されていない。

この後、長く高校家庭科学習指導要領において自立という用語は使用されず、50年を経た1999年版学習指導要領でようやく使用された。「家庭基礎」と「生活技術」に1ヶ所、「家庭総合」に2ヶ所、合計4ヶ所である。「家庭基礎」「生活技術」では、内容の「(1)ウ 高齢期の生活と福祉」の項目で「高齢者の自立生活を支える」の文言が記載された。しかし、青年期の自立についてはふれていない。「家庭総合」では内容の「(1)ア 人の一生と発達課題」の項目で高齢者の自立生活とともに、「青年期の課題である自立や男女の平等と相互の協力などについて認識させる。」と述べ、青年期の自立についても取り上げている。

続く、2009年版学習指導要領では、「家庭基礎」と「生活デザイン」の内容に「(1)ア 青年期の自立と家族・家庭」の項目が新設された。ここでは「生涯発達の視点で青年期の課題を理解させ、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について考えさせるとともに、家庭や地域の生活を創造するために自己の意思決定に基づき、責任をもって行動することが重要であることを認識させる」と述べるなど、自己の意志決定と自己責任が重視されている。また「家庭基礎」では内容項目のひとつに「(2) 生活の自立及び消費と環境」という名称が使われ、「生活デザイン」では内容項目の(2)で「自立した生活を営むために必要な消費生活や生活における経済の計画に関する知識と技術を習得させ」という文言が使用されている。このように前回改訂より自立の頻度は増え、「家庭基礎」「家庭総合」「生活デザイン」それぞれ4ヶ所、合計12ヶ所使用され、自立という用語が使われる範囲は青年期、高齢者、消費者に広がっている。

このように、高校家庭科学習指導要領では自立という用語は1940年代に子どもの養育に関して使われたのみで、20世紀末まで使用されず、1960年代以降の自立論を反映させるまでに半世紀もの時間を要した。この要因として、1960年版学習指導要領に始まる「家庭一般」の女子のみ必修化以降、高校家庭科が長く主婦養成教育を行ってきたという経緯を指摘できる。1989年版学習指導要領が施行され、男女共修の家庭科が全国で実現するまで、フェミニズム運動などで主張された自立概念を受容することができなかったのである。

ところで、1989年版学習指導要領には自立という用語はないが、主体的という用語が目標で次のように使用された。「家庭生活の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、家庭生活の意義を理解させるとともに、家庭生活及び関連する職業に必要な能力と主体的、実践的な態度を育てる。」(下線筆者)。主体的という用語は1999年版学習指導要領(6ヶ所)および2009年版学習指導要領(24ヶ所)でも使用されている。自立とともに主体的という用語も過去の学習指導要領には使用されておらず1989年版以降に使われた用語である。

一方、こうした学習指導要領における自立や主体的という用語に対して個人の自己責任論に結びつく危険性を指摘する意見が出されている(齊藤, 2000)。牧園が指摘したように、自立の強調はともすれば「自立の強制」になりかねない危険性があり、その文脈には注意する必要がある。

2. 高等学校家庭科学習指導要領における共生

共生は一般には生活を共にすることを指すが、生物学では二種の生物が相互依存的な結合をなす生活様式のことである。社会学事典(見田他, 1994, 207)では、「パークらは人間生態学の立場からこの概念を人間社会に適用し、競争の結果生じる相互依存と分業という無意識の協同関係を共生としてとらえ、それをコミュニティと呼んだ」と記述されており、共生はコミュニティすなわち協同体や地域社会を指す場合もある。鶴田が指摘したように、2000年代以降、家庭科の自立概念には連帯や共生という概念が含まれるようになっていく。

高校家庭科学習指導要領では、1949年版の「食物」の大量炊事(単元5の目標2)において指導内容として「隣保共助の精神の助長」(下線部筆者)の文言があり共助という用語が使われたが、その後使用されることはなく現行の2009年版学習指導要領で、初めて共生および「共に支え合って生活する(生きる)」の文言が使用された。これは自立と類似しており、自立概念をみるには共生を含めて検討する必要がある。

2009年版学習指導要領では、「家庭基礎」「家庭総合」「生活デザイン」のいずれも内容項目に共生を含んでい

る。「家庭基礎」と「生活デザイン」は「(1)エ 共生社会と福祉」,「家庭総合」は「(2)ウ 共生社会における家庭や地域」である。加えて,「共に支え合って生活する(生きる)ことの重要性」という表現が各科目に2ヶ所あり,共生およびその同意語が合計9ヶ所使用されていた。

このように,2009年版学習指導要領では共生が強調されており,自立と共生はセットで重視されたことがわかる。自立が共生とセットで取り扱われることにより,「自立の強制」による危険性を回避できる可能性は高いが,公共部門の規制緩和にみられるように,共生のうち自助と共助が強調され公助の役割を限定しようとする動きもあり,ここでも注意が必要である。

3. 中学校技術・家庭科学習指導要領(家庭分野)における自立

さらに,高校家庭科と密接に関連する中学校家庭科の自立について検討したい。中学校家庭科学習指導要領で自立という用語が使用されたのは,1998年版が最初である。家庭分野の目標および内容に自立が使われている。家庭分野の目標には「生活の自立に必要な基礎的・基本的な知識及び技術を習得する」という文言があり,内容には「A生活の自立と衣食住」のように項目名に自立が使われている。2008年版学習指導要領では,目標は1998年版と同様であるが,内容では「B食生活と自立」「C衣生活・住生活と自立」のように表記された。同時期の高校家庭科学習指導要領と同じく自立に重点をおいている。

このように,中学校学習指導要領において自立を重視した背景として中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」(2005年10月26日)を指摘しておきたい。ここでは,次のように個人の自立が強調されている。「子どもたち一人一人が,人格の完成を目指し,個人として自立し,それぞれの個性を伸ばし,その可能性を開花させること,そして,どのような道に進んでも,自らの人生を幸せに送ることができる基礎を培うことは,義務教育の重要な役割である。自らの頭で考え,行動していくことのできる自立した個人として,変化の激しい社会を,心豊かに,たくましく生き抜いていく基盤となる力を,国民一人一人に育成することが不可欠である」(第1部総論(1)義務教育の目的・理念より抜粋)。ここでの自立は,先にみたフェミニズム運動や福祉分野および青年期の自立論とは異なり,個人の自己責任を強調しており,連帯や共生の視点は乏しいように思われ,批判的に捉える必要がある。

ところで,最新の2017年版学習指導要領では目標は「生活の自立に必要な基礎的な理解を図るとともに,それらに係る技能を身に付けるようにする」となり,内容のうち消費生活については「C(2)身近な消費生活について,自立した消費者としての責任ある消費行動を考え,工夫すること」と記載されたが,内容の項目名ABC Dからは自立の用語は省かれている。これらの点について,安彦忠彦(安彦,2017,104)は「自立心」の育成は後退しているように見える」と批判し,自立の再考を促している。安彦は子どもを自立させることが教育の固有の目的であると主張し自立を重視しているが,「自立心」のない人間にその種の技能や能力をいくら身に付けさせても意味のないことである」と述べるなど,その主張は自立というよりも子どもの独立心の養成に重点がある(安彦,2017,108)。先述のように,今日の家家庭科の自立概念は連帯と共生の視点が入るなど深化しており,自立を強調する主張についてはその内容を十分に吟味する必要がある。

IV. 教科書における自立概念

1. 一番ヶ瀬・村田編「家庭一般」一橋出版(1982年度用)教科書における自立

先述のように,1960年版学習指導要領以降,高校家庭科「家庭一般」は,男女とも選択履修から女子必修とされた。この背景として,家庭科の男子履修率は僅かであり女子履修率も家庭科教員が期待したほどは高くなかった点や性別役割分業を前提とした日本型企業経営のもとそれを支える家族政策が推し進められた点などが挙げられる。しかし,男女平等を明記した憲法や現代フェミニズムの影響を受けた教師たちにより同時代に各地で共修家庭科が実践された。そして,「家庭一般」の男子選択履修を認めた1978年版学習指導要領改訂を契機に,共修実践の成果を反映して作成されたのが一橋出版から出された「家庭一般」教科書(1982,教科書番号は一橋011,以下同様に記載)である。編者は村田泰彦と社会福祉学の一番ヶ瀬康子であり,男女共修を前提として作

成された最初の教科書であった。同書の内容は、冒頭で「私たちが、家庭生活に関する基礎教養を身につけることは、ひとりの生活者として自立した生き方をするうえで、欠くことのできない条件である」(下線部筆者)と述べるなど男女の自立を前提としている。続く、プロローグ(家庭一般を学ぶにあたって)では、生活の原理を柱として、生活事象にふくまれる技術、自然科学、社会科学、人文科学に属する知識を経営・家族・保育・衣生活・食生活・住生活に組み立て系統的に配列し、実験実習を通して自ら体得していく学びが必要であると述べている。そして、「自立して生きるための力は、そのような学習の過程ではじめて身につけることができる」(3頁)とした。このように、同書では自立は家庭科のすべての内容を通じて達成される課題として位置づけられている。

ところで、同時期に発行され広く使用された中教出版「改訂新版家庭一般」(1980, 中教 464)と実教出版「高校家庭一般」(1982, 実教 008)についても自立という用語の有無を調査したが、一橋出版とは異なり、乳幼児の保育に関連した使用以外の記述はみられない。先述したように、1949年版学習指導要領にも子どもの養育に関連して自立の用語が使用されており、これらの教科書の記述は学習指導要領の範囲に留まるものであったといえよう。

一方、一橋出版「家庭一般」教科書は、他社の教科書と同様に保育での記載のほか冒頭とプロローグに加え、次のように家庭経営でも自立の用語を使用している。「これ(筆者注:日本国憲法と民法)によって、私たちは明るい民主的な家庭生活を営むとともに、国際的な動行に注目しつつ、男女の自立と連帯に基づいた新しい家庭を打ち立てていくことが望まれる。」(9頁)と「それ(筆者注:家事労働)は、一人の生活者として自立した生き方をするうえで、また、家庭生活を維持するうえで、必要不可欠な労働である」(19頁)である(下線部は筆者)。このように、ここでの自立は家庭における男女平等を実現するために必要不可欠な条件とされているのである。同書の自立に関する記載は、男女共修が実現した1994年以降の家庭科教科書の自立概念に大きな影響を与えたと考えられる。

2. 2009年版学習指導要領準拠高校家庭科教科書における自立と共生

2.1 対象とした教科書について

高校家庭科学習指導要領において、自立と共生が使用されるようになったのは1999年版学習指導要領からであり、現行の2009年版ではその記述はさらに充実してきた。ここでは、2009年版学習指導要領に準拠し2017年度用として発行された「家庭基礎」教科書を対象として、自立と共生の用語を含む文章の文字数と記述内容について検討する。自立については「独り立ち」という語句を含め、同じく、共生については「共に生きる」「助け合い」「助け合う」「支え合い」「支え合う」「共助」「公助」も含めて対象とした。口絵や図表についても対象としタイトルに使用されている場合も含めた。加えて、それらの用語を含む文章の文字数について2009年版学習指導要領の「家庭基礎」の内容の項目に合わせて分類し比較した。

なお、調査対象の教科書を「家庭基礎」に絞ったのは「家庭総合」「生活デザイン」に比して、「家庭基礎」を履修する生徒が多数を占めるからである(2017年度用教科書の需要数の割合は文部科学省によると「家庭基礎」78.0%、「家庭総合」21.4%、「生活デザイン」0.6%)。「家庭基礎」教科書は、2017年現在で6社から12冊発行されているが、そのうち2016年に検定を受けた以下の10冊を対象とした。

- | | | |
|--------|---------|--|
| ①東京書籍 | 東書 311 | 「家庭基礎 自立・共生・創造」牧野カツコほか編著 |
| ②教育図書 | 教図 312 | 「新 家庭基礎 今を学び 未来を描き 暮らしをつくる」小澤紀美子ほか編著 |
| ③教育図書 | 教図 313 | 「高等学校 家庭基礎 グローバル&サステナビリティ」伊藤葉子ほか編著 |
| ④実教出版 | 実教 314 | 「新家庭基礎 パートナリシップでつくる未来」宮本みち子ほか編著 |
| ⑤実教出版 | 実教 315 | 「新家庭基礎 21」横山哲夫ほか編著 |
| ⑥実教出版 | 実教 316 | 「新図説 家庭基礎」宮本みち子ほか編著 |
| ⑦開隆堂 | 開隆堂 317 | 「家庭基礎 明日の生活を築く」大竹美登利ほか編著 |
| ⑧大修館 | 大修館 318 | 「新家庭基礎 主体的に人生をつくる」佐藤文子ほか編著 |
| ⑨大修館 | 大修館 319 | 「未来をつくる新高校家庭基礎」佐藤文子ほか編著 |
| ⑩第一学習社 | 第一 320 | 「高等学校新版家庭基礎 とともに生きる・持続可能な未来をつくる」阿部幸子ほか編著 |

表1は各教科書の記述のうち自立を含む文章について、学習指導要領の内容の項目別に分類して文字数をカウントしたものである。表2は、同様に共生について文字数をカウントした。前文は「はじめに」「プロローグ」など本文の前に記載されている文章をまとめた。以下では教科書は①～⑩の番号で示す。

表1 2016年検定済み「家庭基礎」教科書における自立を含む文章の文字数

教科書	前文	(1) 人の一生と家族・家庭及び福祉				(2) 生活の自立及び消費と環境						(3) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ	合計
		ア 青年期の自立と家族・家庭	イ 子どもの発達と保育	ウ 高齢期の生活	エ 共生社会と福祉	ア 食事と健康	イ 被服管理と着装	ウ 住居と住環境	エ 消費生活と生涯を見通した経済の計画	オ ライフスタイルと環境	カ 生涯の生活設計		
①東書311	5	526	123	577	111	0	0	0	71	0	242	194	1655
②教図312	35	695	225	0	0	0	0	0	129	0	0	0	1084
③教図313	0	773	79	57	163	17	6	44	11	0	0	0	1127
④実教314	188	328	165	148	131	0	0	79	242	0	41	0	1322
⑤実教315	194	2175	310	73	245	0	0	0	88	0	84	0	3169
⑥実教316	61	426	85	288	247	0	0	76	314	0	42	0	1539
⑦開隆堂317	45	1070	183	80	70	0	145	0	199	0	120	0	1767
⑧大修館318	0	783	190	215	224	0	0	122	252	0	160	0	1946
⑨大修館319	0	722	192	285	138	0	0	124	223	0	173	0	1857
⑩第一-320	69	882	242	348	247	0	0	71	266	0	0	54	2125
平均	59.7	838	179.4	207.1	157.6	1.7	15.1	51.6	179.5	0	86.2	24.8	1759.1

表2 2016年検定済み「家庭基礎」教科書における共生を含む文章の文字数

教科書	前文	(1) 人の一生と家族・家庭及び福祉				(2) 生活の自立及び消費と環境						(3) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ	合計
		ア 青年期の自立と家族・家庭	イ 子どもの発達と保育	ウ 高齢期の生活	エ 共生社会と福祉	ア 食事と健康	イ 被服管理と着装	ウ 住居と住環境	エ 消費生活と生涯を見通した経済の計画	オ ライフスタイルと環境	カ 生涯の生活設計		
①東書311	15	61	0	82	653	0	0	56	0	116	252	0	1119
②教図312	0	77	0	0	307	0	0	88	0	18	0	0	472
③教図313	0	67	0	0	621	0	0	241	0	38	0	0	929
④実教314	50	102	0	0	323	0	0	23	0	94	0	0	498
⑤実教315	50	106	0	0	689	0	0	317	0	0	84	0	1246
⑥実教316	0	64	0	0	285	0	0	22	0	94	0	0	371
⑦開隆堂317	58	178	0	0	609	0	0	240	0	0	286	0	1371
⑧大修館318	5	307	111	0	881	0	0	165	0	0	0	0	1469
⑨大修館319	5	319	115	0	834	0	0	195	0	0	0	0	1468
⑩第一-320	6	38	0	9	393	0	0	141	0	0	0	0	587
平均	18.9	131.9	22.6	9.1	559.5	0	0	148.8	0	36	62.2	0	953

2.2 家庭科教科書における自立

表1によると、自立については、すべての教科書で複数の項目にわたり記述されており、「青年期の自立と家族・家庭」「子どもの発達と保育」「消費生活と生涯を見通した経済の計画」の3項目は全教科書で記述されていた。加えて、9割以上の教科書が記述していた項目は「高齢期の生活」「共生社会と福祉」である。一方、「食事と健康」は1冊の教科書に留まり、「ライフスタイルと環境」はいずれの教科書にも記述はなかった。このように、自立は青年期の課題として記述されるとともに、消費者教育と家庭経済や保育および福祉（高齢者福祉）と関連づけて記述されていることが多い。また、⑤では、前文の冒頭で「自立の意味と自立の基礎となる食・衣・住、そして消費生活についての知識や技術を習得すると共に、その背景にある社会や文化、政治・経済の仕組みも学びます」（3頁）と記述するなど、自立が家庭科の学習すべてにわたることを明示していた。自立に関する記述の文字数は平均1759と多いが、⑤の記述量が3169と他教科書に比べ突出している。この要因のひとつとして、ここでは⑤が自立を重視した京都の共修実践の成果を引き継いだ教科書である点を指摘しておきたい^{注1}。

自立の定義については、生活的自立、精神的自立、社会的自立、経済的自立、性的自立の5点から説明する教

科書が7冊(①②③⑤⑦⑧⑨, 但し⑤は社会的・経済的自立と表記)であり, 残り3冊が生活的, 精神的, 経済的, 性的の4点から説明していた。また, ⑦では自立(「自立とは自分の力で考え, 物事に対応することができる状態をさし, 生活的・経済的・精神的・社会的・性的な側面から捉えることができる」(11頁))と自律(「自律とは, 自己決定した自分の行動に責任を持ち, 主体的に生きること」(11頁))を区別する記述も示されている。加えて「社会的に自立し合う関係のもとで, 人間ははじめて共に生きることができる」という記述にみるように, 自立と共生を関連づける記述も行われていた。後述のように自立と共生の関連については他教科書でもふれられている。また, 自立と依存の関係性についても, ⑤の「一般的に依存は自立と対極にあるものではなく, それらは共存しながら発達していくものであり, 自立の獲得に必要なものとされている」(12頁)のように共存関係にあると述べる教科書もあった。

青年期の自立では, 性についての記述が充実しており, とくに, ⑤は, 次のように意志に反した性行動や生殖を強要されないという意味だけでなく, ジェンダー・アイデンティティーという用語を用いて性自認や性的指向性にまで踏み込んだ記述を行っている。「青年期においてめざすべき四つの自立のうち, 性的自立は重要でありながらもっとも見過ごされやすい課題である。性的自立とは, まず自分がどのような性を生きるのかというジェンダー・アイデンティティーを確立することであり, さらにどのような性的関係をつくっていくのか創造していくことである」(16頁)。

消費生活と経済では, ①の「自分で収入を得る力を得て, 金銭を適切に使う能力を身につけることは, これから自立していく私たちにとって, 重要な生活課題である」(170頁)や②の「私たちの消費行動は社会とつながっていることを知り, 自立した消費者をめざそう」(153頁)など, 経済的自立と消費者としての自立の一般的理解が記述されている。但し, 2004年に改正された消費者基本法に関する記述では, ②の「消費者基本法でも消費者を自立した存在とみなし, 自ら情報を集め, 合理的に行動するよう努力することを規定している」(165頁)のように, 消費者個人の自立を強調する立場と⑤の「消費者基本法では, 構造的な弱者である消費者の権利を尊重し, 自立を支援するための消費者政策の基本理念が定められている」(117頁)のように, 自立支援を強調する立場に分かれた。

保育では, 従来の乳幼児の生活上の自立という観点だけではなく, ⑧の「親は, 子どもの心身の成長・発達のためにその子に適したかわりをもち, 一人の人間として自立できるよう援助し, 教育していく役割を持つ」(50頁)のように, 子育てにおける親の役割を子どもの自立と関連させた記述がなされている。

高齢期の生活では, 「健康で自立した生活を少しでも長く営めるように」(①68頁)や「高齢者の自立を支えることが重要である」(①69頁)などの表現で自立が使用されているが, ⑦の「国連では高齢者が尊厳を保って人生を全うするために「自立」「自己実現」「参加」「尊厳」「ケア」の5つを高齢者のための原則としている」(54頁)という記述にみるように, 高齢期における自立の位置づけを明確にしたものもあった。

2.3 家庭科教科書における共生

表2によると, 共生は, 自立と同様すべての教科書で複数の項目にわたり記述されているが, 「青年期の自立と家族・家庭」「共生社会と福祉」「住居と住環境」の3項目に集中しており, これに前文(7冊)と「ライフスタイルと環境」(5冊)が続き, その他の項目は3冊以下であった。「被服管理と着装」「食事と健康」「消費生活と生涯を見通した経済の計画」「ホームプロジェクトと学校家庭クラブ」はいずれの教科書にも記述はなかった。ここから, 共生は青年期の自立や福祉および住居と関連づけて記述されているといえよう。

①の教科書のサブタイトルは「自立・共生・創造」であり, ⑩もサブタイトルに「ともに生きる」という表現を用いており, 共生は自立とともに教科の中心概念のひとつとして用いられている。但し, 自立と比較すると, 文字数は総じて少ないが, 5冊の教科書(①⑤⑦⑧⑨)は1000字を超える記述を行っている。

共生の定義については, ②は「社会は, 人々がお互いに支え合うことで維持されている。これを共生といい, 自立と共生の両方を達成することによって初めて大人への準備が整う」(9頁)とし, 自立と関連づける記述を行っている。先述のように, このように自立と関連づけて述べる教科書は多く, ⑦は「年齢や性別, 障がいの有無など, 個人の属性や置かれた状況に関係なく一人ひとりが自立して, 互いの人格, 個性を尊重し合える社会を共生社会という」(66頁)というように自立と関連づけて共生社会を定義している。これに加え⑧のように「国

籍や地域などによる違いを認め共生する多文化共生，人と自然環境との調和的共存をめざす環境共生」(75頁)と記述している教科書もある。

「共生社会と福祉」では、多くの教科書(①②③⑤⑩)で、次に示すように自助と共助と公助について説明がなされている。「個人や家族などが、自らの責任と努力でリスクや問題に対応することを自助という。また、地域、友人、ボランティアなど、周囲の人々と助け合うことを共助、国や地方公共団体などによる生活の保障を公助という」(①72頁)。なお、自助・共助・公助に互助を加えた4要素で説明している教科書もある(⑦⑧⑨)。互助については、⑦は、自助は「当事者の周囲にいる近しい人が、自発的に助け合う互助を含むこともある。」(59頁)と述べ、⑧と⑨は「「互助」と「共助」は相互に支え合っているという意味で共通しているが、「互助」は費用負担が制度的に裏づけられていない自発的なものである。」(⑧72, ⑨70頁)と記述しており、ニュアンスが異なる。加えて、共助については「介護保険などの社会保険制度およびサービス」(⑧72, ⑨70頁)を例としてを挙げる⑧⑨に対して、①は介護保険料を公助としており(73頁)、③は「公助は私たちが負担する社会保険料や税金が財源となっている。」と述べるなど教科書によって用語の意味が異なっている。

一方、自助・共助・公助・互助の関係性については「自助・共助・公助を適切に組み合わせ、地域で支え合うことが大切である。」(⑦59頁)など3つを同等に重視するものが多いが、「生活上の困難を抱えやすい子育て期や高齢期には、自助だけでは解決が困難なこともあり、共助や公助がより重要になってくる。」(①73頁)のように共助・公助の重要性について述べるもの、また「孤立を防ぐ地域社会の互助と共助」(⑧73頁)というように互助と共助に注目させる表記もある。

若者の自立支援については、⑦(175頁)は行政による公的サポートのひとつとして行っていると述べ、関連する情報の収集や選択の重要性について記述している。また、次の⑤のように支援の新しい枠組みについて記述する教科書もみられた。「今までの国や都道府県による行政サービスや、家族・親せき、友人や隣人による助け合いに加え、身近な地域で相互に支えあう、新しい「支えあい」のしくみを私たち一人ひとりがつくっていく必要が生まれている」(182頁)。

このように、共助や公助による支援の重要性を述べる一方で、その利用については①の「公助を利用するには、税金を納めて相応の負担をし、制度をよく理解しておかなければならない」(197頁)のように自己の責任について言及する教科書もある。

V. おわりに

1960年代から長期にわたり女子のみ必修を続けた高校家庭科では、その間、学習指導要領に自立の用語が記載されることはなかった。一方で、1960年代以降のフェミニズム運動や福祉分野および青年期の自立論の登場を経て自立概念は深化した。自立は、生活者としての自立、経済的な自立、精神的な自立、性の自立、社会的自立の5つの側面から論じられるようになり、2000年代以降は連帯と共生の視点が導入された。このような自立概念は、1982年に出版された一橋出版「家庭一般」教科書に最初に反映され、そこでは自立は家庭科のすべての内容を通じて達成される課題として位置づけられた。そして、1999年には高校家庭科学習指導要領に自立が、2009年からは共生が記載された。そして、2017年度用「家庭基礎」教科書では概ね上述の自立概念に基づいて記述されていた。

しかし、近年の自立論の中には、新自由主義的政策による公共部門の規制緩和や財政難による福祉施策の縮小を背景とした自助や自己責任を強調する主張がある。中央教育審議会答申(2005年10月26日)にはこうした主張の影響がうかがわれ、どのような視点から自立を取り上げ論じるのかということが極めて重要となる。よって、今後は高校家庭科における自立をテーマとした授業実践を取り上げ、そこでの自立に関する概念や視点を検討し、自立をめざした授業実践の成果と課題を明らかにしたい。

なお、本論文の第1章と第2章と第5章は井上が、第3章と第4章は瀧と井上が担当し、全体は井上が加筆調整した。

注1 筆者(井上)の研究によると、京都の男女共修家庭科を牽引した京都府立高等学校家庭科研究会が作成し共修実践の教材となった生徒用指導資料は、1980年代半ばに実教出版に著作権が委譲された。当時を知る府立高校教員への聞き取り調査(2017年10月)によると、実教出版はそれを引き継ぎ資料集を作成したが、京都共修実践とのつながりはその後も継続し、京都府立高校教員が⑤の教科書の最初の版の執筆にも関わったという。

参考・引用文献

安彦忠彦(2017) これからの家庭科教育に期待すること-子どもの自立に焦点化して-, 日本家政学会誌第60巻第3号

青木やよい・安藤陽子・池上千寿子・渡部通子(1976)『女性-その自立』, 第三文明社

石川ふじの・花城梨枝子(2009) 高等学校家庭科における「暮らしと社会保障制度」学習の必要性, 琉球大学教育学部紀要第75巻, 89-100

岩崎美智子(2009) 子どもの「自立」に関する一考察-児童福祉法と関連分野の概念規定をめぐって-, 東京家政大学研究紀要第49集(1), 35~42

河野貴代美(1983)『自立の女性学』, 学陽書房

熊谷晋一郎(2012) 自立は、依存先を増やすこと 希望は、絶望を分かち合うこと, TOKYO人権第56号, 2012年11月27日発行, 東京人権啓発センター, https://www.tokyo-jinken.or.jp/publication/tj_56_interview.html, 2017.6.8 アクセス

牧園清子(2009) 福祉政策における「自立」概念の研究, 松山大学論集第21巻1号, 211-236

見田宗介・栗原彬・田中義久編(1994) 共生, 『社会学事典』, 弘文堂, 479-48

宮本みち子(2012) 成人期への移行モデルの転換と若者政策, 人口問題研究第68巻第1号, 32-53

宮崎礼子・伊藤セツ(1978)『家庭管理論』有斐閣

村田泰彦・一番ヶ瀬康子・田結莊純子・福原美江(1986)『共学家庭科の理論』, 光生館

村田泰彦(1992)『自立と生活文化の教育』, 労働教育センター, 7-20

中山節子・藤田昌子(2013) 家庭科の学習を通じて学ぶ安心な暮らしの営み-生活, 労働, 学びの保障と子どもの自立を支える家庭科教育-, 日本家政学会誌 Vol.64No.11, 743-748

大石美佳・松永しのぶ(2008) 大学生の自立の構造と実態-自立尺度の作成-, 日本家政学会誌 Vol.59No.7, 461-469

齊藤弘子(2000) 新学習指導要領家庭科での個や自立の強調の背景, 齊藤弘子・鶴田敦子・朴木佳緒留・丸岡玲子・望月一枝, 和田典子『ジェンダー・エクィティを拓く家庭科』, かもがわ出版, 128-134

瀬戸房子・西木場容子(2012) 家庭科教育における高校生の自立の力の育成に関する研究-自立の概念と家庭科の指導内容との関係-, 鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要 22巻, 45~51

田中寿美子(1979)『自立する女性へ-私の生涯から-』, 国土社

田結莊順子(1987)『生活主体の形成と教育』, ドメス出版, 83-102

鶴田敦子(2000) ジェンダー・エクィティに取り組む家庭科教育の新たな課題, 齊藤弘子・鶴田敦子・朴木佳緒留・丸岡玲子・望月一枝, 和田典子『ジェンダー・エクィティを拓く家庭科』, かもがわ出版, 135-137

上野千鶴子(1994) 自立, 『社会学事典』(見田宗介他編), 弘文堂, 479-480

若林満・伊藤雅子(1985)『女性は自立する』, 福村出版

吉武輝子(1977)『結婚ってなあに』ルック社, 216-222